

## 仕 様 書

### 1. 委託事業名

新型コロナウイルス感染症拡大による妊産婦ヘルパー派遣事業

### 2. 業務内容

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、里帰りが困難となり、産前・産後期の生活面で不安を抱えている妊産婦を対象として、ホームヘルパー（以下「ヘルパー」という。）を派遣し、家事・育児の援助を行う。

### 3. 履行場所

熊本市において派遣決定を受けた家庭の居宅及び当該家庭が援助を必要とする場所

### 4. 派遣の内容

#### (1) 対象者

里帰りが不可能となった熊本市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であって、市長がヘルパーの派遣を要すると認めた者とする。

- ①事業利用時に、親子（母子）健康手帳の交付を受けている妊婦。
- ②事業利用時に、親子（母子）健康手帳の交付を受けている産後 6 か月未満の産婦。  
ただし、多胎出産の場合は、産後 1 年未満の産婦とする。
- ③その他、市長が対象者とする必要があると認めた者。

#### (2) 実施期間

契約締結日～令和 4 年（2022 年）3 月 31 日

#### (3) 援助の内容

受託者は、利用者からの「新型コロナウイルス感染症拡大による妊産婦ヘルパー利用券（様式第 2 - 1 号）」の提示に基づき、食事の準備・後片付け、衣類の洗濯・補修、居室等の掃除、生活必需品の買い物等の家事の援助、又は授乳、おむつ交換、沐浴のお手伝いなど家事・育児の援助を行う。

#### (4) 利用可能回数及び日時

1 回のサービスにつき 90 分以内で、月 4 回までを上限とし、任意の 6 か月間利用でき、通算 24 回まで利用可能とする。ただし利用可能回数は通算回数より利用月数が優先される。例えば、毎月 1 回利用が 6 か月間あった場合、通算回数は 6 回であるが、利用月の通算は 6 か月となるため、それ以上のサービスは受けられないもの。

また、サービスは土日祝及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日とし、時間帯は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(5) 利用の確認

受託者は、援助終了後、利用者から「サービス提供カード（任意様式）」に、利用の確認を受けること。また、利用者の「新型コロナウイルス感染症拡大による妊産婦ヘルパー利用管理票（様式第2-2号）」にも利用の確認を行うこと。

5. 費用

(1) 利用者負担額

利用者負担額は無料とする。

(2) 委託料の支払い

委託料は下表のとおりとし、1か月毎にまとめて支払うものとする。

委託料 単価	委託料 単価	利用者負担額
利用者1人につき1回90分以内	3,918円(消費税込)	無料

6. 派遣日時調整の流れ

- (1) 利用者が、サービスの利用申請をする。
- (2) 熊本市が、利用決定を行い、「新型コロナウイルス感染症拡大による妊産婦ヘルパー利用券」（様式第2-1号）及び「新型コロナウイルス感染症拡大による妊産婦ヘルパー利用管理票」（様式第2-2号）を交付する。
- (3) 利用者と受託業者は、利用可能回数の範囲内で、派遣日時の調整を行ったうえで、ヘルパーの派遣を行うものとする。

7. 受託者の体制

受託者は、利用者に当事業の援助を提供できるよう、次の体制を確保すること。

- (1) 受託者は、本事業を行う事業所及び援助の提供地域について、新型コロナウイルス感染症拡大による妊産婦ヘルパー派遣事業応募申請書に記入し、届け出ること。
- (2) 届出の内容に変更が生じた場合にも、同届出書にて届け出ること。
- (3) 本業務の履行を監督する業務責任者を配置し届け出ること。
- (4) 援助を提供するヘルパーから、利用者についての相談があった場合、適切に対応できる体制の確保に努めること。
- (5) 次に掲げる要件をすべて満たすヘルパーを選定し、派遣すること。
  - ① 心身ともに健全である者。
  - ② 家事又は育児に関する援助を適切に実行する能力を有している者。
- (6) 新型コロナウイルス感染予防のため、事業実施にあたっては、次に掲げる対策を行うこと。
  - ① 援助前に利用者及びその家族等の体調確認（発熱等）を行うこと。なお、状況に応じては、日程変更など柔軟に対応すること。
  - ② 援助時には、マスク着用、アルコール消毒等を行い、感染防止に努めること。また、援助に要する時間については、可能な限り短縮化すること。

## 8. 訪問結果の報告

委託業者は、サービスを実施した場合は、「新型コロナウイルス感染症拡大による妊産婦ヘルパー派遣事業実施報告書（様式第5号）」を作成し、当該月分を一括して本市に報告しなければならない。

## 9. 留意事項

- (1) 受託者は、本業務によって知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 仕様書に明記がない事項であって、業務に必要な事項が生じた場合には、遅滞なく本市（子ども政策課）と協議の上決定するものとする。